

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

精華町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧山田荘地域

#### (1) 現況

本地域は、生駒山系に属する丘陵が南北にカギ状に延びており、この丘陵に沿って集落が帯状に連なっている。傾斜地域で、棚田等において稲作経営が行われていることから、平場地域と比べて生産条件が悪く、これを補正するための農業維持改善の取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる「中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業」を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧川西地域

#### (1) 現況

本地域は、木津川につくった沖積平野に開かれた水田が南北に連なっており、温暖で適量の雨量にも恵まれ農耕に好適の条件を備えている地域である。しかし、本町では、農業耕作面積が小規模な農家世帯が多く、加えて高齢化が進んでいるため、地域ぐるみで農地及び農業用施設の維持保全活動を実施することが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業」を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧山田荘地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
②	旧川西地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

精華町旧山田荘地区（特定農山村法指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

- a 緩傾斜農用地  
緩傾斜農用地をすべて対象
  - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地  
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：  
田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
- (オ) 京都府知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2. 集落協定の共通事項

特になし

## 3. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、精華町の精華農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて精華町長が認定する者とする。

## 4. その他必要な事項

特になし